

令和2年6月30日

各利用団体代表者 様

谷津コミュニティセンター  
センター長 眞崎民樹

### コミュニティセンター利用制限の緩和について(通知)

初夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、コミュニティセンターの運営に御理解、御協力賜りありがとうございます。

さて習志野市コミュニティセンターでは、令和2年6月16日から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一部利用制限を設け、施設利用を再開しておりましたが、令和2年7月14日(火曜)より次の通り制限を緩和することとなりましたので、お知らせいたします。

#### 【主な変更点】

1. 調理室の利用制限解除(ただし、食事は不可)
2. 利用人数の制限緩和  
(各部屋一人当たり4㎡から原則一人当たり2.25㎡に緩和)  
ただし、調理室の人数制限は別の基準とします。

7月14日以降の制限緩和に伴う変更申請については、7月1日(水曜)から、使用を開始する部屋の申請については、7月10日(金曜)から受付いたします。

7月14日以降の詳細な使用制限内容は、別紙のとおりです。

コミュニティセンターの利用にあたっては、感染症対策のため別紙のとおり皆様に利用時の制限、館内の消毒に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、再び感染拡大があった場合は、休館となる場合もあることを御承知おきください。

別紙事項については会員の皆様にもお知らせいただきますよう併せてお願いいたします。(会員配布用が必要な場合はコミュニティセンターに御連絡ください。必要部数をお送りいたします。)

利用者の皆様には、御不便をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、御協力いただけますようお願い申し上げます。

問い合わせ先: 谷津コミュニティセンター  
(火曜日～日曜日の9時～17時)  
電 話: 047-471-2071